

### 第3回議会基本条例制定検討会議

1 日 時 平成29年8月29日(火)午後1時00分開会  
午後4時30分閉会

2 場 所 議事堂大会議室

3 出席者 委員長 渡辺守人  
委員 鹿熊正一、上田英俊、宮本光明  
武田慎一、藤井裕久  
菅沢裕明、澤谷 清  
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正  
笠井和広、海老克昌

#### 4 協議事項

- (1) 議会基本条例の論点項目整理
- (2) その他

#### 5 協議の経過概要

渡辺委員長 御苦労さまでございます。

ただいまから、第3回議会基本条例制定検討会議を開会いたします。

皆様方には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

本日は、まず議会基本条例の論点項目の整理について協議事項とし、前回できなかった残りの論点項目について各会派の御意見を伺いたいと思います。

その後7月20日に、社民党・無所属会派の菅沢委員及び日本共産党の火爪委員から本検討会議を公開するよう申し入れのあったこと、

及び昨日、県政記者クラブ加盟各社から同様の申し入れがあったことについて議題といたしたいと思います。

渡辺委員長 それでは、議会基本条例に関する論点項目について、前回に引き続き協議をお願いいたします。

前回の会議では、開かれた議会を実現する事項まで各会派の御意見をお聞きしました。

それでは、配付資料等について事務局から説明をさせます。

菅沢委員 委員長、その前に。

火爪委員 おかしい。

菅沢委員 今、きょうの会議の議題を2つ御説明がありましたけれども、後にされたこの制定検討会議の公開の件について、最初に議題にして皆さんにお諮りをいただきたいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

火爪委員 私からもよろしいですか。私も同じなんですが、申し入れに伺ったときに、第3回の検討会議の冒頭に、次回以降公開をどうかについて検討するように諮りたいというふうに委員長からもコメントがあったと思います。それは正式でなかったかもしれませんが、その後事務局からも、きょうは冒頭に公開の是非について検討する、その後論点整理をするという説明を受けておりましたので、今の順番は初耳なんですけど。

渡辺委員長 それで、その後いろいろと我々も協議をいたしまして。

火爪委員 我々。

渡辺委員長 まず論点整理を先に、残っているものを何しろ全部やっ  
てしまおうと。それで、申し入れは申し入れとして、当然これは申し  
入れがあったわけですから、これは議題に上げて後ほどこの場で  
議論をしたいと、このように私、判断をきょうまでさせていただ  
いたので、こういう形に実はさせていただきました。

火爪委員 いや、ちょっと待って。菅沢さんのほうから発言がないの  
で私のほうからお話ししてしまうんですが、もしそういうふうに委

員長が判断をされるんだったら、事前にこういう段取りでというふうに私たち申し入れた側として事前の打診もいただいておりますし、すぐ今回公開にするかしないのかということも含めて検討の俎上にのせると思っております。

ですので、冒頭にその是非について議論をしましよという事で合意ができていたと思っていたものですから、委員長の認識や事務局の認識が違ったのだしたら、そうではなかったと言っていたきたいんですが、私たちは冒頭に検討していただきたいと申し入れましたし、今もそうすべきだと思っております。

これを、少なくとも私たちが理解していた順番と入れかえるという判断をなさったのでしたら、納得いく説明をぜひしていただきたいかったですし、納得したかどうかわかりませんが、ちょっと想定と急遽運営が違っていて、委員長の運営の仕方について少し不信感が否めないのですが、いかがでしょうか。

菅沢委員 この公開していただきたいということをめぐる事の重大さについて、ぜひ改めて御認識をいただきたいと思っております。

過般の申し入れの際にも十分御理解をいただいたかなというふうに思っておったのでありますが、1つはやっぱり、この議会基本条例の検討をめぐる論議について、県民の皆さんの関心も非常に高うございます。

2つ目には、議会が、政務活動費の問題があったり、昨今はやっぱり、開かれた議会に対する県民の声などを踏まえようと、我々の議会活動の基本にかかわる論議を今、私どもでしておるわけでございます。

そうした観点に立てば、公開というのは、私たちは基本的な原則にさせていただきたいということをお願いさせていただいたわけです。

したがって、こうした事の重大さを考えますと、具体的に我々も申し入れをさせていただいておるわけでありまして、さらには、今

お聞きするところによりますと、報道機関の方からもそういう要望があったというお話でございますけれども、したがって、ぜひともこの第3回目の会議の冒頭において議題として設定をいただいて、皆さんの御審議をいただくというふうな運びにできないものでしょうか。これはお願いであります。

渡辺委員長 皆様方の申し入れは申し入れとして私も重く受けとめておるわけでございます。そして、きょうも実は第3回目の会議で論点整理をやはり、まだたくさん残っておりますので、できる限り早くこれはきょう御議論していただいて、そして後ほど、先ほど申し入れがございましたことについてしっかりと議論をしていきたいと、このように認識いたしておりますので、どうか御理解をいただきたいなど、このように思います。

火爪委員 理解はできないわけであります。

前回委員長さんとお話をさせていただいたときも、論点整理のうちは非公開で、それが終わったら公開という考え方には同意できないと申し上げました。

なぜ論点整理は非公開でほかは公開なのかという理由が見つからないのではないかと。ですので、結果がどうなるにしろ、第3回の会議の前半でその問題も含めて議論をして、論点整理の間は非公開というふうに仮になったとすれば、そこから後、非公開に切りかえましょうと。

そうでなければ、今度の会議も全部公開ということになるわけありますし、その是非も含めて、意見が分かれておりますので、冒頭検討をいたしましょうというふうに、その場では渡辺委員長からも事務局からも方向としての提案があったと私たちは認識しております。

なので、それを変わるんだったら、やっぱり事前の打ち合わせとはいえ、この会議に入る前に御説明をいただきましたかったし、そうでなければ、今のお話では到底私は納得できません。

渡辺委員長 それは申し訳なく思いますけれども、まず議論をしっかりととして、きょうは皆様方の申し入れについてもしっかりと議論は後ほどさせていただきますので、ぜひ御理解をいただきたいなど、このように思っております。

火爪委員 理解はできません。

鹿熊委員 大事な協議の時間、このままだと平行線でいたずらに時間が過ぎてしまいそうなので、ちょっと発言させていただきますが、この点については渡辺委員長の判断に従いたいというふうに思います。したがって、今お話しされた御提案について渡辺委員長の判断に従います。

それともう1つは、この公開、非公開、私は実質公開だと思っているんですが、そうでないという意見もあるとすれば、この公開、非公開ということについての結論が出るまでは、この会議の運営は非公開なんでしょう？

渡辺委員長 はい、そうです。

鹿熊委員 ですから、原則に戻って非公開にして、今の問題について最初に協議されればどうですか。そこで結論がもし公開ということになれば、もう1回入ってもらってやればいいので。基本はこれは非公開と決まっていた。

渡辺委員長 そうです。

鹿熊委員 ですから、それでいいんじゃないですか。そういうふうにして。

渡辺委員長 はい、わかりました。

笠井委員 私もこの会場に入るまで全然知らなかったんです。マスコミさんが入られるということ。全く知らなくて、結局、今議論する場にいることになるんですね？

鹿熊委員 だから、それはおかしいんじゃないの？ だから原点に戻って。

宮本委員 いつも冒頭は入っていただいている。

火爪委員 だから、冒頭議論しようということだった。おられるときに。

笠井委員 そうなんですか。全く知らされていないので。

渡辺委員長 じゃ、1回出ていただいて。

それでは、今ほど鹿熊委員からも提案がありましたので、冒頭に公開か非公開かの議論をいたしたいと思いますので、マスコミの方は……。

火爪委員 ちょっと待ってください。みんな話が違いますか？ 委員長。

確かに一旦各会派代表者会議で非公開ということを決めました。決めましたけれども、その後マスコミから2回にわたって公開の申し入れがありました。そして、その報道を受けて、県民の皆さんから県議会に対する強い批判が私どものところにも寄せられました。昨年の政務活動費の不正を反省していないんじゃないか、マスコミが入ると静かなところで議論できないということは、県民の目があると静かなところで議論できないのかとか、大変厳しい批判が寄せられました。

それから、今、鹿熊さんが、議事録を1週間後に公開しているから事実上公開だというふうにおっしゃいましたけれども、議事録を見ってみました。大変膨大な作業でありまして、事務局は大変な仕事を強いられております。しかも、数日遅れただけで1週間が守れなかったというふうにマスコミから事務局が批判されるというような事態になり、しかも、正確を期すために事務局の皆さんは一言一句再現をしなければいけないということで、大変上品でないような言葉も含めて文字になっているわけで、ちょっと読むにたえないような議事録になったりしておりまして、こんなところまで書かなきゃいけないものかということで、私は、一旦決まったんだけど、やっぱり県民の反応は私たちが考えている以上に強かったし健全だったと私は思っているんですけど、そういう申し入れがあったので、県

議会とすれば、そういう事態に機敏に対応する真摯さがあってもいいのではないのでしょうか。

だから、私、議会基本条例、せっかく全会派入っていただいて一生懸命議論しようって、中身が問題なんです。いい内容のものをつくろうということで、それこそ事務局は全国三十幾つの先例を全部調べて、本当によく準備していただいて、私たちに情報を提供していただいて、少しでもいいものをつくろう、政務活動費で不信を寄せられた県議会の汚名を挽回していく一歩にしていこうと思っているのに、公開、非公開の入り口の問題でこんなに評判が落ちて、こんなにマスコミから厳しい批判を受けて、県民からも批判を受けて、中身よりも姿勢の問題で、やっぱりやろうとしている議会基本条例の受けとめが下がってしまっているということは大変、それこそ私たちの立場も含めて、改めて問われている局面に今いるんだと思うんです。

だから、決めたから、決めたからと言わずに、やっぱり今の県民やマスコミの皆さんの申し入れに機敏に、真摯に対応する姿勢がもっとあっていいのではないのでしょうか。

渡辺委員長 だから、そういう申し入れがございましたので、きょうの委員会で議題に上げて議論をします。

火爪委員 いや、委員長は公開で議論するって言われたじゃないですか。

上田委員 第2回目の会合から今日に至るまで、それぞれの会派の方とか、あるいはいろんな方々から御意見等が委員長の場に投げかけられたということについては我々も仄聞しておりますけれども、公式の場において聞かせていただいたのは初めてという形でありますので、当然そういった主張についても議論すべき内容だということで委員長は議題に上げた。

きょうの議題は2つということで上げられましたので、先ほど鹿熊委員もおっしゃったように、当然その話は今この場で議論するこ

とであろうかと思えますので、当然それについては、この場ではなくて、まず各代表者会議で決まった原則にのっとって、その内容を議論して、その結果どうするかということで進めていくということをもまず委員長から改めて提案していただければというふうに思いますが。鹿熊委員が言ったことと同じことなんですけども。

渡辺委員長 それでは、この件につきましては、当初、各会派代表者会議の中で非公開でやるということで決まって今日まで至っておるわけでございます。その間、公開という話が出てきたわけですが、今そういう意見がございましたので、じゃ、原点に立ち戻って各会派代表者会議で……。

上田委員 いやいや、そういうあれではなくて、きょうこの場で議論していただいても結構なわけでありまして、先ほど鹿熊委員がおっしゃったのは、本来であるならば、冒頭、この会議というのは頭撮りということで御理解をいただいていたということでありますので、きょうの議題について、先に公開、非公開を議論するとしても、まずこの場は報道機関の皆さん方に一旦御退席をいただいて、その場で議論をして、その結果について決まったルールに従ってやっていくという形でどうでしょうか。

鹿熊さんはそういうふうなことをおっしゃったと思えますけど。

鹿熊委員 そうということです。

渡辺委員長 今の提案でよろしいでしょうか。

鹿熊委員 そうしてくださいよ。

火爪委員 いやいや。

菅沢委員 あなたがおっしゃった代表者会議云々は、それはまえのことですよ。代表者会議の非公開は決まりましたが、それ以降の運営については委員長の見識に基づいてやるとなっていますからね。

ですから、代表者会議に持ち帰りということはないですよ。

渡辺委員長 それでは、最初に公開か非公開かという議論をさせていただきます。

マスコミには退席をしていただく。

火爪委員 いや、そのときは冒頭ということで公開にしましょうと委員長はおっしゃいました。

上田委員 いや、それこそ非公式の話ですよ。

火爪委員 正式にじゃないですよ。私たちに対して。

鹿熊委員 委員長、今決めて。

火爪委員 それはおかしいです。私たちに対する説明を覆してもらっては困ります。

上田委員 前回の会合からいろんな方々がいろんな考え方に基づいて委員長に対して申し入れをされたということは我々は仄聞をしておりますけれども、こういった公的な場において議論をするのは全く初めてなわけでありますから、当然、それを議論するに当たっては今日まで決めていただいたルールに従って、そして中身については、決定したこの場において、代表者会議ではなくて、この場において決定していただいたことに従うという形で進めていただければということ先ほどから鹿熊委員はおっしゃっているのではないかと。

渡辺委員長 わかりました。

それでは、最初に公開か非公開かという議論をさせていただきます。

なお、マスコミの皆様方には御退席をお願いいたします。

〔報道関係者退席〕

渡辺委員長 それでは、最初に、冒頭申し上げましたとおり、7月20日に社民党・無所属会派の菅沢委員及び日本共産党の火爪委員から本検討会議を公開するよう申し入れのあったこと、及び昨日県政記者クラブ加盟各社から同様の申し入れがございましたので、この件について議題にいたしたいと思えます。

この件につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

菅沢委員 ちょっと確認です。報道機関から同様のと言われても、きょう初めて聞くものだから、一体どんな申し入れだったのかちょっと

と御紹介いただけませんか。

事務局（岡本参事・議事課長） それでは、今ほど菅沢委員から御質問がございました議会基本条例制定検討会議の公開にかかわる県政記者クラブ各社からの申し入れについて御報告をさせていただきます。

通常、この議会基本条例制定検討会議につきましては、冒頭、頭撮りという形での整理を1回目以降させていただいております、冒頭、頭撮りをする場合には、県政記者クラブとルールがございまして、こういう理由で頭撮りのみさせてほしいということで一定のルールがあるわけでございます。

今回も頭撮りのみで申し上げたときに、県政記者クラブの今月の報道管理者の幹事社、KNB、毎日新聞、共同通信、この3社のほうから、会議の公開を再度強く求められ、第3回から公開とするか、従来どおり非公開ならば理由等を聞かせてほしい、これは県政記者クラブ加盟16社中連絡の取れた13社の総意であると、口頭での申し入れがございました。

こちらからの回答といたしましては、渡辺委員長に直ちにお伝えをすとしたところであり、委員長からは7月20日に、社民党・無所属、日本共産党の2会派からも申し入れがあったことも踏まえて、あすの第3回の会議において会議の公開について協議をし、会議後の記者会見で協議した内容を報告するというをお伝えいただきました。

私のほうからもこれまでの頭撮りのルール等に従って御説明をし、当然、この後、会議録の公表もするというふうに御説明をしたところ了承が取れ、今回の事案に至った次第でございます。

以上でございます。

火爪委員 もう1つ確認です。

今の御説明の中で、再度公開を申し入れというふうにありました。前回の会議で公開の申し入れがあった旨、前回の申し入れについて

の報告があったと思いますが、今回は16社中13社の総意であるという口頭での申し入れだということですが、前回の申し入れはどことどこの合意による申し入れだったのか、わかれば教えてください。

事務局（岡本参事・議事課長） 前回につきましては、県政記者クラブの報道管理者からの申し入れ、NHKが中心になっての申し入れでございまして、いわゆる加盟16社中何社ということについては確認が取れておりません。

渡辺委員長 よろしいですか。

火爪委員 はい。

渡辺委員長 それでは、この件につきまして忌憚のない御意見をお聞かせ願いたいと思います。

澤谷委員 1回、2回と会議を進めてこられた中で、私は、マスコミさんに聞いていただいても、マスコミのほうから何か出てくるわけでもないし、また違った報道があれば、当然こちらからきちっと異議申し立てしてやっていけばいいことであって、何ら難しい問題ではないのではないかなと思いつつながら今まで来ているわけなのです。もちろん皆さん方の意見もあろうとは思いますが、私は公開で別に何ら問題はないというふうにいまだに思っております。

1回目、2回目を踏まえた上で。

上田委員 今、澤谷委員から話がありましたけども、1回目、2回目を踏まえて今回は3回目ということでありますので、議会基本条例に関しての環境というものは私は変わっていないというのが認識であります。

もちろん、開かれた議会ということは一番大切なことだろうということとは私も認識しております。そうであるがゆえに、やはり真摯な議論の場というものを県民の方々に直接、なるべく時間を置かない形で見聞きしていただくということで、先ほど火爪さんから話がありましたけれども、議会事務局の方々に大変御苦勞をいただいて、従来ではあり得ないぐらいのスピードで、約1週間後、当然、

会議の長い短いによって若干延びたり短くなったりすることはあるかと思いますがけれども、会議録を速やかに県民の方々の手に触れられるようになっていくということで、私は十分に開かれた議会というものは担保されているというふうに考えておりますので、引き続き論点整理の段階においてはこの形で進めさせていただいて、当然何らかの時点において、今後の議論の進行度合いによりましてけれども、一つの形となった時点において、議会基本条例でありますので、議員のあり方、議会のあり方というものを条例という形で定めるという形になってきますので、一つの形になった段階において県民の方々の意見を聞くと。

あるいはまた、いろんな形態があろうかと思いますがけれども、それで県民の皆さんと意見交換をするというようなことがあっても遅くはないと思いますし、今段階で、議論の過程の中で行うべきことは、どのような議論が行われているかということを一言一句、それこそ火爪さんの話ではないですけども、もちろん修正なんかあり得るわけがないですけども、会議録を、テープを起こすという形で県民の皆さん方に提出させていただいているということでありますので、私はこれで開かれた議会というものは十分に県民の方々に御理解いただけるのではなかろうかというふうに思います。

渡辺委員長 ほかにございますでしょうか。

火爪委員 私は先ほど十分意見は申し上げました。

今、上田さんのほうから、議事録で開かれた議会のつもりで十分県民は理解できるのではないかとおっしゃいましたけど、理解されないからマスコミのたび重なる申し入れという事態になっているのであって、これで理解をされたというのは合っていないのではないかなと思っております。

議事録と、実際に生の議論の様子を見ていただく、そして県民の皆さんに、マスコミの皆さんを通じて感じていただくというのは私は全く違うと思います。

やっぱり議会の公開というのは、議員の表情、語調、雰囲気、間、全て臨場感を持って、それが生の姿ですので、議事録をもって公開というのは私は当たらないと思っています。

上田委員 いや、私は公開とは一言も言っていませんので。開かれた議会ということが担保されているというふうに言っていますので、そのあたりは訂正してください。

火爪委員 じゃ、それも。すみません。それも当たらないと思います。

杉本委員 ちょっと質問なんですけど、今上田委員から発言がありました。今の発言は、ここに来ておられる自民党の5人の話し合いの中で決められたのか、それとも役員を含めて話し合いをされたのか、そこらあたりちょっと。

鹿熊委員 我々の考えは、今上田さんが言われたことで、ほぼ一致しておりますので。

渡辺委員長 ほかの会派の方は。

吉田委員 私もやっぱり意見を述べさせていただくという雰囲気においては、協議調整をしているそういった場においては、僕は全て公開でなくても、非公開でもいいんじゃないかなというふうに思っている一人なんです。

ですから、ある程度形が整ってきた段階で、公開してもいいような段階もまたあるかもしれないので、そういった段階で公開というものを委員長判断でお決めになっていければいいんじゃないかなと思います。

笠井委員 この会議が始まってもう30分過ぎてしまったんですが、こういう状況になっていることも私、知らずに入ってきて、どうなのかなと思いつながらおるんですけども、原則公開という立場をとっておりますので、ここで申し上げることは、この後この議論の決定に従うということで、公開を提案し続けていきたいとの発言にとどめておきます。

海老委員 今までの委員会のいろんな意見とか出されましたけども、

議事録を出されて、県民の方からの問い合わせとか、どれだけのものがあったのか。

私の周りでは、正直、どういったことがこの委員会の場で話し合われておるかということってあんまり、世代が若いからかもしれませんが、そんなこと聞かれたことがないんですよ。

実際に県民の皆さんが興味を持っておられるかというのはわからなくて、実際に議事録を出してどんな反響があったのかというのがわかれば教えていただいていた方がいいですか。

事務局（岡本参事・議事課長） それでは、今ほどの海老委員の御質問についてお答えをさせていただきます。

現在、この制定検討会議を開始してからホームページ等で意見を聴取できるような形になっておりますし、1階のピロティエのところに御意見箱も設置させていただいております。

こういうような手法をとっているところは、私が知る限り、本県だけだと思います。

それで、今ほどのどれくらい問い合わせがあるかということについてデータを取っておるんですが、きょう現在1件でございます。6月28日に、これは電話でございましたが、公開、非公開に関する問い合わせがございました。この問い合わせされた方、お名前は名乗られませんでしたけれども、ある紙面を読んで、非公開にしたのはなぜなのか、また、どういうふうにして決められたのかということとございましたが、これまで御質疑等があったことを踏まえまして、委員が自由に討論していくという中で、まだ作業的な中身も非常に多いという論点整理の段階であるということで非公開とさせていただいていると説明し、会議終了後に委員長が記者会見をすること、それから、会議録も後日ホームページにアップをしておりますというふうに丁寧にお答えしましたところ、御理解をいただいております。

以上でございます。

海老委員 わかりました。もちろんマスコミの方に中に入っていて、公開にするということで県民の皆さんに対して情報を発信するということは大事だと思うんですけども、やはり僕も、今まだ論点整理の段階ですから、しっかりと論点を整理した上で、その後に公開するべきではないかというふうに思います。

菅沢委員 論点整理だからこそ公開をすることの意味があるわけですね。つまり議論の過程ですね。論点整理をしていく議論の過程こそ公開の意味があるのではないかと。

それは議事録も一つの手段なんですけど、やっぱり時間差を置かないで生きた形での議論が、報道機関等の報道を通じて県民の関心、そこに伝わるという、今日の情報社会における1つの発達した手段や方法として定着しているわけであって、我々の議論というものの論点整理の過程に公開にたえないような、例えば人権に関する、例えばですよ、法律で規制されているとか、いろいろあれば別ですけど、そんなことは一切ない議論なんです。むしろ県民の皆さんの大きな関心の中で今議論しているわけであって、したがって、報道機関もその県民の世論の動向を踏まえての対応、申し入れになっているということを見るべきですね。

そういう意味では、民主主義はプロセス、過程が非常に大事です。今日やっぱりそこに手間暇をかける。我々は労をいとわない。しっかりと原点に立つということですね。

県議会はそういう姿勢を示すいい機会ではないかというふうに私は思います。

これは県政についても言えることであって、これはちょっときょうは差し控えます。

武田委員 すみません、ちょっと稚拙な私の意見で申しわけないんですけど、火爪先生のような都会に住んでおられるところと、私のような田舎、限界集落に住んでいるところとでは県民の認識もちょっと違うのかもしれないし、基本条例が今制定中だということもな

かなか伝わっていない部分もあるかもしれません。

けれども、自民党会派として、7月、1カ月だけでですよ、県政報告会というのを各皆様方に、このようなこともしているという情報を流していただくことも含めて、1カ月だけで、自民党会派だけで既に50回ぐらいやっているんですよ。

それはアンケート調査をとっていますので、回数が出てくるのでわかるんですけども、その中で、もっともっと公開しろという言葉であったり、一体何をやっているんだという言葉が全く出てこないんですよ。

というのは、火爪先生の認識と私どもの認識がちょっと違うのかなということを思っております。

私どもは別に公開するというような認識でないものですから、当初決めたとおりにやっていたらいいなということを今思っております。

火爪委員　そういう意見が寄せられないという場なんだと思うんですけど、少なくともそれには認識の違いはあります。

ただ、報道各社が16社中13社で公開の申し入れをした。いろんな事例がありますが、この1つだけ取ったって、私は無視できない重い申し入れだと思うんです。

私は特別の、おっしゃるように人権問題だとかないから、それは特別の支障がない限り受け入れるべきだと思いますけど。

上田委員　ここについては、委員の方々がそれぞれ御意見を持っておられるということは全くそのとおりなのでありますけれども、委員間同士の議論ではないと思っております。この議題についてはですね。

当然、せっかく皆さん方お集まりいただいているわけですので、各会派の考え方、意見を聞いていただいて、委員長としての考え方を提示していただいて、それについて是非の有無を問うという形で進めていく、議事を進行していくということのほうが私は肝

心だと思えますけれども、いかがでしょうか。

渡辺委員長 今ほど上田委員からも提案がございましたけれども、私のほうから委員長としての、今ほど皆さん方のいろいろな御意見も聞かせていただきました。

私も一応論点整理の段階、確かに一つ一つの項目は大変重たい項目でして、重要なことをきょうまで、皆さん方には大変御足労を願っておるわけでございますが、きょうもこの後やりますけれども、論点整理、多分もう1回ぐらいかかるのではないかと考えております。この整理につきまして、保留の部分もありますし、また調査をしなければいけないこともございます。

ただ、各会派の論点整理を終えた時点で、多くの県民の皆様方に知っていただくための公開の場がこれは必ず必要ではないかと、このようにも思っているわけでございます。

議会基本条例のこれまでの論点を、先ほどもございましたように、全く関心がないという話ではだめなので、県民の皆様方に知っていただくほか、ことしは地方自治法施行70周年の節目の年でもございます、そういう意味で、地方議会を考えるあり方、そういうきっかけにもしたいと思っております。

そういう意味で、その時点で公開にして、ぜひこの後、基本条例の制定会議を進めていきたいなと、このように考えているのが私の意見でございます。どうでしょうか。

鹿熊委員 自民党議員会会派としては、変わらず静かな環境で、要は自分たちのルールを決める事項でございまして、静かな環境でいろんな角度からお互いに意見を述べ合って、そして、私の知る限り、県民の皆さんは、よくわからぬので、とにかく早くいいものをつくってくれと、そういう意見が大勢です。早くいいものをつくってくれ、よく皆さんで議論してと、そういうことでありまして、顔色とか間とか語調とか、全く関心がないですし、それからA論、B論、C論という、そういったどんな論点があるかということもあまり関

心がありません、と僕は感じております。

とにかく、自分たちのルールをしっかり自分たちで議論してつくってくれと。そういうのが県民の皆さん、私の知る限りでありますので、そのためにはやっぱり、静かな環境でいい議論をしていけばいいんじゃないかなと、そう思います。

菅沢委員 鹿熊さんのお話でもありますけれども、何を議論しているのか関心がある、知りたいという人たち、そして、私も、俺も県議会議員の活動に意見はあるよという人も私らの周りにはかなりおられて、これもまた大事にしていかないと、声ある声を大事にしたいという、声なき声も大事にしたいですけども、最近、関心が非常に高いというか、それは我々の議会活動、特に昨今問題を提起したこともあって関心が高いというかね。

そういう意味では、この議会基本条例の議論というのは、県民の皆さんと一緒に議論をする。また、この議論の過程を知っていただいて、ある意味じゃ参加していただくというか、マスコミの報道を通じてそういう形が1つあると思うんですけども、私はいいい機会ではないかなと思います。

そこで、委員長がおっしゃった論点整理、あと1回、2回ですか、私は静かな環境でというのはちょっといかがかと思うんだけど、大いに議論をして、この場もかんかんがくがくの議論があつていいと思うんですけども、私はあと一、二回の論点整理の会議を通じて次の公開の段取りに持っていきたいと。そういうことなんでしょう？ その後もまだ会議が続くということですか。

そうすると、論点整理というのは最後まで続くんじゃないですか、取りまとめまで。その辺は私、ちょっと整理がしかねるんですけども、もう一回、最後の決着点までの段取り、構想がありましたらお示しをいただけませんか。

前段は私の意見です。あとはあなたに対する質問みたいなものです。

渡辺委員長 私は、きょうまで4項目まで大項目で終わったので、あと残りをまず皆さん方から意見を聞いて、いろいろとそれはまたきょう議論させていただきます。

それで、第4回の会議までで論点を全部まとめていきたいと。第5回目からは、公開討論会なのか、そういうものも少し、フォーラム的なこともやりながら公開にして進めていけばいいのではないかというのが私の考えでして、それで、29年度中には基本条例は当然仕上げていきたいと、このように思っているところでございます。

菅沢委員 つまり、6回、7回、8回とあるんですか。

上田委員 この議論というのは、会議のあり方という入り口の大変大事な部分を議論していますので、まずそれについてどうするかということをお願いをこの委員会の場で決定することをお願いしたいと思えますし、当然、今後、今、論点整理というものをやっていますけれども、この論点整理の過程の中でこういった議論が出てくるかというのはまだわからないわけですよ、実際問題。

ですから、4回目、5回目というような話をするのは意味のあることなのかどうかというふうに思いますので、まず、きょうは入り口の場面でありますので、報道機関に対して公開するか非公開とするかということをお願いを委員会として決定していただいて、当然、今後議論していく中で、公開の是非をまた議論すべきときが来ようかというふうに思います。それは4回目なのか5回目なのか、やってみなければわからない部分も当然あると思いますので、議会のあり方という極めて、なるべくなら多くの方々に御理解いただいた形で我々の土俵をつくっていくという形でありますので、回数を制限するというのはいかがなものかと思えますので、それについてはその都度協議をするという形でいかがかと。

冒頭の部分については、きょうの入り口の部分でありますので、それをまず決めていただいて、今後のことを、論点整理していく中で、これだけたくさんの会派、12人の方々がおられる中で、4回、

5回で終わるかどうかというのはわからない話でありますので、それについては公開、非公開の是非を議論する場が出てこようかと思っておりますので、そのときはそのときで、また委員会の場で協議していただければというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

杉本委員 委員長、今いろんな意見が出ていますので、公開、非公開をこの場で決定する方法と、もう1つは、委員長が最初に言われたように、論点整理をした後、もう一度公開にするか非公開にするか決める、というのは、これ、決を取ればそれでいいんですが、何となく時間がかかりそうな気もするものだから、肝心の論点整理の時間があるものだから、どちらにするか先に決めたほうがいいのかもわからない。

菅沢委員 いやいや、だけど、上田さんの議論は先送りするだけで、つまり、委員長がおっしゃったのは、論点整理をしっかりとやりましょうと。あと、きょうで終わるのかももう1回かかるのかというのは私はわからんのだけれども、一定の論点整理が終わったら、公開で論点整理に基づいたものを踏まえた公開の論議の中で、マスコミにも入っていただく中で、場合によっては県民の意見も聞いてみるとか専門家の意見も聞いてみるとか、こういう場の設定をおっしゃったように私は伺いました。

その上に立ってその後、つまり、公開で論点整理を聞いていただいたわけですから、論点が深まるのか、論点がさらに整理されるのか、あと1回か2回まとめの会議が必要でしょう。それは公開にします、それ以降は、そういうふうなお話なのかなと思って伺いましたわけです。

上田さんのお話だと、公開か非公開を先送りするだけであって。  
上田委員 私が言ったのはそういう意味ではなくて、まずきょうの議題となっている部分は2つあると。

まず1つは、きょうのこの会議そのものを公開とするのか非公開とするのかというのがまず第1点。ただ、渡辺委員長は委員長とし

て個人の見解を言われましてけれども、菅沢先生のおっしゃっているもの、渡辺委員長がおっしゃっているもの、私が言っている論点整理という定義自体もまだあやふやな部分があるかと思しますので、それはその都度、それこそ民主政治でありますので、いわゆる議員の知恵という形で、このあたりで議論をしていったら、そろそろ形になってきて、県民の方々にも投げかける内容になってきたのではなかろうか、あるいはより県民の方々の意見を聞く場になってきたのではなかろうかという部分は議論していく過程の中で当然出てこようかというふうに思いますので、先送りということではなくて、逆に最初から決め打ちをしてやるよりも、議論をしていく過程の中でおのずと答えというものは出てこようかというふうに思っておりますので、決して県民参加、県民公開ということを否定しているものではありませんし、ましてや先送りということではありませんので、委員会でありますので、まず委員会として1つの方向性がまとまった段階というのも1つのタイミングだろうと思います。

ただ、論点整理で論点が幾つかある中で聞いてみるというのも1つの考え方だろうと思います。それはやはり、言葉の定義そのものによって、この3人でも違うわけでありますから、まず冒頭自身で報道機関に対して、待っておられるでしょうから、公開、非公開かを問うていただいて。

火爪委員 自民党のほうからいろいろお話がありました。経過に県民は関心を持っていないとか、聞かれたことがないとか、公開を求める意見は全くなかったとか、そうかもしれませんが、大変残念なことだと思います。

やっぱり積極的に私たちも説明をするし、マスコミの皆さんにも報道していただいて、意見が出るような環境、関心を県議会にもっと持ってもらえるような環境をつくっていくために私たちは議論をしているということが1つ前提としてあります。

それで、委員長のまとめ方なんですよ、やっぱり。これの議論

の中で、公開、非公開の議論をしました、何も決まりませんでした、今までどおりですというわけにはいかないと私は思うんですね。

それで、議論をしました、公開については最後まで非公開でというふうな立場は取らないので、一定の時期で検討したいというふうに言うのか言わないのかという問題もあると思うんです。

委員長は最初から最後まで非公開で行くというふうには思っていなかったとおっしゃいましたけども、公式にそう言うのかどうなのかというのがあるので、合意しておかないと、委員長の発言は合意の上でしていただかなきゃいけないと思うので、きょう検討しました、残念ながらすぐ公開というふうにはなりませんでしたが、合意になりませんでしたというふうに、今の雰囲気だったらなるんだろうと思うんですけど、さっき委員長が言われたのは私的見解という御指摘がありましたけども、今やっている論点整理の最後の項目までの意見の集約は、4回目までで何とかまとめたいと思っていると。その後、県民に情報提供して意見を聞くような公開の場を持ちたいと思っていると。その後の進め方については、公開、非公開も含めて検討したいと思っている。少なくとも3つのことをフレーズで言われたと思うんです。それをこの場の合意にするのか、何も決まらないというわけにはいかないので、最低そのくらいは確認してもいいのではないかなと私は思っています。

いかがでしょうか、自民党さん。

鹿熊委員 私は、いわゆる通常のパブリックコメントの段階まではこの形で、これまでの1回、2回のやり方でやるのが望ましいと思っています。

渡辺委員長 非公開でやると。

鹿熊委員 パブリックコメントにおいて住民の皆さんの意見は十分聞けばいいと思う。関心のある方はよく読んで意見を言われるでしょう。私はそう思っています。

火爪委員 難しいですね。パブリックコメントって、とっても難し

いと思うんです。

私たちもこれ、全部文章を読んで意見を出せと言われたら、一県民だと恐らく出さないと思うんですよ。こういう議論の場があるから、テーブルがあり、その場が提供されているから説明を根気強く聞いて、読んで、自分の意見をまとめている。

やっぱりこういう場にいない人たちにとっては、こういう場に準ずるものが提供されないと、なかなかパブコメに答えると言われたって難しいんじゃないですか。

やっぱり委員長が言われるように、公開の場で、フォーラムや県議会の意見を聞く会、シンポジウムのようなものを第4回の委員会の後に、本当はこの3回の後にやったらいいと私は思いますが、百歩譲って4回の後にやって、その後公開ということはどうかなと私は思っています。

やっぱりパブリックコメントで県民の意見を聞こうというのはなかなか難しいです。皆さんもパブリックコメントをよくやっておられますけど。

鹿熊委員 火爪さんのおっしゃらんとすることは理解できないわけではないんですが、基本、これは自分たちの議会、議員、自分たちのルールを決めることでありますから、自分たちのみずからの問題としてしっかりと議論することが私は大先決だと思っております。

よくわからんのは、どの点を県民の皆さんからお聞きしたいと思っておられるのか。

火爪委員 私に聞くんですか。

鹿熊委員 何か意見、考えがあるんでしょう？

火爪委員 そんなの全てじゃないですか。どの問題に関心を持つかは県民側の関心ですから。

菅沢委員 それは我々の論点整理が、県民の関心とか、日ごろちゃんと対応できているかどうかとか、現実、議会のあり方が問われているという中で、そういう意味では我々の論点整理が問われるわけで

あって。

いいですか、私は先ほどの委員長のまとめを、私もさっき申し上げたんですけども、論点整理はまさに今やっているこの作業ですから、これをどう定義するかというのは、まさにこれで確認できるわけであって、あと1回、2回必要なかどうか、意見がありますけども、1回でもいいんじゃないのかなと私も思いますが、その後で、公開で県民の皆さんに論点整理したものを示しながら意見を聞く機会をつくる。これはシンポジウムか、討論会か、意見発表会か、いろいろ専門家のコーディネーターを立てて議論をする、やり方もいろいろあるでしょう。

公開で論点整理を県民に示す、そして意見を聞くということの段階取りをしながら、あとはまとめに入るわけですね。そのまとめの段階というのはまさに大いに公開してやっていけばいいわけであって、そういう意味では、きょうのまとめの中でそこまでしていただければ、私は会派としては了解できるんですけどね。

あと、きょうの発表をしなければなりませんから、ぜひその辺を、そういうふうに取りまとめていただけませんか。意見です。

鹿熊委員 まだまだ、どの時点で本当に論点整理が終わるのか。私は3回、4回で終わるとはなかなか思えないんですが、とにかく精力的に議論を重ねて、なるべく詰めていって、県民の皆さんにお示しできる論点整理の段階が皆さんで合意できたというところで、どのような形で中間報告か何かするか、その時点で座長、また委員にお諮りいただいて、とにかくこの先どのように展開していくかわからない中での話ですから、とにかく私は精力的にこの会を開いて詰めていくということが今大事なのではないかなと思います。

ある程度本当に県民に、ここはある意味、論点というか、あるいは固まりつつある部分というのか、そういう段階が来るでしょうから、その時点でどうするか、県民の皆さんにどうお示しするか、その時点でまたお諮りいただけませんか。

渡辺委員長 はい。

菅沢委員 委員長、だけど、公開かどうかを、それは1回や2回、論点整理の時間が必要だけでも、その先も含めて先送りするというのはいけません。今の御意見は先送りする以外の何物でもないです。

上田委員 菅沢先生、それは先送りという表現をされるかもしれませんが、決して先送りではなくて、いつかの時点において、当然、これだけの方々がおられますから、議論をしていく中で、論点とか課題とかというのは当然浮かび上がってくると。まず1つの固まりになってくるだろうと。その段階において、県民の方々に入っていたらこう、アクセスしていただくというような段階が来ようかと思っていますので、今、鹿熊さんがおっしゃいましたけれども、これから論点整理なるものが1回、2回で終わるかどうかわからん、そこは議論してみなきゃわからん部分ですから。

それは少なくとも逆に言うと、議論を区切ってやるというのは果たして正しいのかどうかという部分もあるかと思っていますので、その都度その都度、当然やはり、知恵というものが出てこようかというふうに思っていますので、それについて先送りという表現は私は適切ではないというふうに思います。

個人の見解の相違ですから。

菅沢委員 論点整理にあと1回、2回、3回かかるかという時間的な問題はともかくとして、作業の過程で時間がかかればやらんならんちゃね。しかし、一定の論点整理が完了した段階で県民の皆さんにお示しをし、報道機関にも入っていただいて、論点整理の結果の発表、それに対する御意見をいただいたり、そのことをめぐる討論をお願いします、御意見ををお願いしますというような意味での公開、そのあり方をいろいろ検討するにして、一定のそういうものを示さない区切りがつきませんよ。

私が申し上げているのは、1回、2回、3回がどうなるかは、それは私も少しは考えたいと思いますけどね。先送りというのはそう

という意味です。

きょうの段階で、一定の段階が来たらちゃんと公開しますよということをはっきりさせるということですよ。そうでなかったら先送り以外の何物でもないという、まさに私どもの論点は引き下がるわけにいかんね、それは。

皆さんもぜひ柔軟に考えたらどう？

上田委員 一定の段階において公開するという点については、これは私の個人的意見ですけど、また違っていたら違っていると自民党派の方、言っていたらと思うんですけど、一定の時点において公開するという点については誰も否定していないわけですよ。

火爪委員 でも確認していない、ここで。確認が必要。

宮本委員 委員長、ちょっと暫時休憩させていただけない？ トイレ休憩。

渡辺委員長 じゃ、15分間、暫時休憩いたします。

〔 休 憩 〕

渡辺委員長 それでは、会議を再開いたしたいと思います。

宮本委員 なら、委員長、一言。

トイレで頭を冷やしてきて、先ほどからいろいろと御意見を聞きながら自分なりにいろんなことを思っていたんですが、先ほど委員長のほうから、一つの今後の進め方として、ある程度、この第3回も含めて、今後議論をしていく中で、県民の皆さん方に御意見を聞いてみたりとか、今までどういう整理をしてきて何を書き込もうとしておるのかとかという報告をしたりとか、また逆に、70周年という言葉もありましたが、地方議会が今後担う役割はどういうことなのかみたいな話を聞いてもらう機会というのが必要なんじゃないんですかという話があったわけで、ただ、私どもとすると、深い意味があって皆さん言っておられるわけじゃないと思うがだけでも、4

回とか5回とか6回とかという数字が出ると、どうしてもそこに合わせんならんとか、その数だけがひとり歩きしていくと。

ですから、きちっとこの後、従来決めさせていただいたように、非公開でこの後会議はするけれども、委員長が申し上げられたタイミングをまたこの委員会の中で諮りながら、県民に意見を聞いたり、発表したり、また考えていただく、そういう機会をつくるということに決めたから、今回この後も若干の間は非公開でやらせてほしいという考え方なのかなと思って聞いてもらったがいちゃ。

それで、その後のまたどうすんがよというところについても、どんな仕上がりぐあいのタイミングで県民に明らかにしていくのか、それによってまだどんな議論が必要なのかどうかということも正直言ってわからんところがあって、それをまたこの委員会の中で必要に応じてきちっと議論して、その後のことについては検討してまたやっていくというファジーな部分がないとなかなか、でも、皆さんのおっしゃったことというのは決して無視しておると思わないので、我々もそうやってきたつもりだと思ふし、一番最初の代表者会議が何かの公開か非公開みたいな話のときも、どこかのタイミングで県民の方々にお知らせしたり意見を聞くようなタイミングはつくらんなんないがかいって言うておったことは皆さん事実だと思ふから、そのタイミングを1つの時期として進めていくために、今引き続き非公開でやらせてくれという、こういう流れでちゃだめなものながですかね、菅沢先生。

菅沢委員 　ん？　名指していただいたものだから。

宮本委員 　ファジー過ぎるかもしれんけど、あんまり決め決め……。

菅沢委員 　ファジーというか、集約的なところではね。委員長、そういうことで発言ですけども、ただそこで、なぜ、平たく率直に素直に一定の段階から、したがって公開で行くということになるでしょうねと、それはまたみんなに諮って方向性を出していきたいと思ひますぐらいの発言ができないのかと。今申し上げたように。

宮本委員 イメージ的には僕、そう言ったつもりなので。

菅沢委員 あなたの御発言にはどうも公開ちゃ出てこんにかいよ。

宮本委員 いやいや、当然、県民に知らしめるときはもちろん公開でやらんならんですね。

菅沢委員 それなら、県民に知らせるために一番いい手段として、マスコミの皆さんに取材いただくこともありますねというね。

宮本委員 委員長、この話というのは、じゃ、そうしましょうとって今決まったとせんまいか。マスコミにすぐ伝えにいかんならん話なん？ それとも最後でいいがけ。

渡辺委員長 それもできれば諮らせて。

宮本委員 それによって、今、先生もおっしゃったことを事務局にちょっと文章にしてもらって、それで、どっちみち記者会見されるときに、これでどうですかという確認をとるのなら、そういう意味で。

菅沢委員 1つだけ。きょうもう1時間半たつとるがいちゃね。第3回について、じゃ、引き続きこれからやりましょうというふうになるのかならんのか。

だから、第3回の宣言だけして続会にすればどうかと僕は思うのだけど。お互いにこれは、事務局だって大変でしょうがいね。これから9月議会もあるし、間を縫って議論を重ねるわけです。

宮本委員 そういうことになると、4回、5回と言っていたことが6回になるか。

菅沢委員 それはしようがないちゃね。きょうこれからそんな第3回をやるって、だからきょうは大事な議論をしたわけだから、これをまとめにして、報道機関にも発表して、県民にも発表して、第3回の宣言をしてきょうは終わり。マスコミも待っているわけだし、それは知らせたほうがいいですよ。県民の皆さんに知らせたほうがいい。

宮本委員 火爪さん、いかがですか、このファジーさは。

火爪委員 ちょっとついていけないファジーさですけど。

今、問題は2つあると思うんですね。1つは、委員長がどう取りまとめるかという話です。宮本さん、大変僭越ですが、ファジー過ぎて、ちょっと整理しないと何を決めたかわからないので。

宮本委員 どこかで公開するということ。

火爪委員 要するに、途中でフォーラムかシンポジウムか何かやるというのは各会派代表者会議で正式には決めていないけれども、イメージとして議論した経過はあります。それはそのとおりです。

それをやる方向で検討するということについては、決められれば確認すればいいと思います。もう日程上、曖昧なままにしておく、準備の都合上、今年度中に取りまとめると決めてしまったので、確認をするんだったらそういうものを作る、県民に公開をして意見を聞く会、フォーラムかシンポジウムのようなものを作るということは、決められればきょう決めたほうがいいと思います。

それで、県民に公開をするのは、シンポジウムかフォーラムなのか、この検討会議なのかというのが、ちょっと宮本さんの発言では、意図的か反意図的かファジーになっていました。

私は、検討会議をやって、一定の段階でフォーラムをやって、その後、公開の検討会議ができるかどうか検討をするぐらいは最低言わないと、おさまらないのではないかなと思っています。

上田委員 ちょっと事務局に確認なんですけど、この場ではないけれども、代表者会議で決定して、この後こういった形でプレスリリースをしますということでペーパーを出したと思うんですね。

そのペーパーの中身について、当然、採決はとったわけではないけれども、その中に、パブリックコメント等県民の云々かんぬんという文言が入っていたと思うんですね。それで少なくとも採決という形はとっていないかもしれないけども、その場で多分回しておるので、私は一定の段階が来たところで県民の方々の意見を聞くというふうに理解しておったんです。

火爪委員 そうそう。もちろん。

上田委員 そうでしょ？

火爪委員 だけど、そのときに具体的に表現したのはパブリックコメントだけなんですよ。

上田委員 いや、「等」と書いてある。

火爪委員 うん、「等」でしょ？ だから、その「等」の中にシンポジウムとかフォーラムとかって議論の中で出てきたので、私たちはあえて「等」というふうになったけれども、それをやる方向で検討するものだという事は念頭に置いていました。

ですので、そういう議論をしたねって今確認したわけであって、だから、それをやるということをきょう正式に決めていただければ事務局は検討に入れるわけですから、パブリックコメントの前に公開でフォーラムかシンポジウムのようなものについてやると。それで、時期などについては検討に入るということが1つですよ。

それから、今回、公開すべきという意見もあったけれども、自民党が反対して非公開、公開に残念ながらまとまらなかったと。だから、当面、非公開で続けると。

ただ、そのシンポジウムないしフォーラムの後については、公開か非公開について今後引き続き検討して、公開も含めて一定の結論を今後得るといような整理の仕方をすれば、まあ最低限ね。

宮本委員 自民党の反対でというところだけは納得できませんが、協議の上、引き続き非公開になった、プラス、あとは火爪さんのおっしゃることに大賛成であります。

菅沢委員 私もそれでいいんで、だから、公開のシンポジウムか討論会か講演会でもいいんですけれども、その後は取りまとめるに入るわけですよ。だから、その後の取りまとめ、集約ですね。最後の作業ですよ。その作業については公開の方向で検討すると。

火爪委員 最後の作業と言ったらまた語弊がある。

宮本委員 だから、どちらかについてはそのときに。

菅沢委員 最後の作業、そこはちゃんと公開の方向で検討するぐらい

で僕はいいと思う。

宮本委員 でも、せっかく火爪さんがファジーに公開するかしないかも含めて協議すると言ったんだから、とりあえずそういう落とし方。

菅沢委員 何で公開するかしないか、公開の方向で検討する以外ないでしょう。

宮本委員 公開の方向で検討してでも非公開になるかもしれんしね。

火爪委員 それでいいんですよ。公開の方向で検討。

菅沢委員 公開か非公開をそこで議論するんじゃなくて、公開の方向で検討するでいいじゃない。検討なんですよ。

火爪委員 私らが菅沢さんに異論を一言だけ言ったとすれば、最後の段階でというのは書かないほうがいいと。まだ作業は半ばであるとか入ったばかりであるという認識もあるので、最後の段階でというのはちょっとやめたほうがいいかなというだけで一緒です。

菅沢委員 だから、論点整理にあと1回か2回でも3回でも議論する、3回は必要ないと思うけど、議論する過程は非公開で行きたいという皆さんの気持ちもあるから、それはそれできょうは妥協せざるを得ないわけで、しかし、一定の公開の段階に入るそういう公の場での中間報告か、討論会か、講演会か、何かそういうものは公開でやらざるを得ない。その後は何回か積み重ねるのかわからんけど、それは取りまとめであって、集約であって、最後の作業じゃないですか。これは時間がかかるかもしれない。それは公開の方向で検討することなのであって、私はそのまとめが一番いいんじゃないかなと思っていますけども。文章もそういうふうに整理していただければ非常にありがたい。

公開しますと言わなくても、公開の方向で検討したいと思うと。

宮本委員 会派で話ししていませんからあれですけど、私はそれでもいいと思います。

菅沢委員 私は会派で相談してきたんやちゃ。

宮本委員 僕らはそこまで実は相談はしていないんですが、あまり過

度の期待感を持たせると、いろんな議論があるときに、いや、これは、そのときは委員長の判断できょうは非公開にしますとかできる。  
菅沢委員 公開する方向で検討するでいいじゃない。しますとかじゃない。しないとかじゃない。

宮本委員 一度どうですか、委員長に報告のものを一回提案してもらわんと困るんじゃないですか。今言ったことをそのまま委員長が記者に言うときに。

火爪委員 取りまとめ文章、大賛成です。それは大賛成です。

宮本委員 今、取りまとめればいいんじゃないですか。

上田委員 そしたら、今それぞれの意見が出てきた中で、公開、非公開の表現についてはもちろんいろいろあるかと思えますけれども、この場ではないですけれども、代表者会議の場において、あえてそういう表現を使ったと記憶しておりますけれども、「パブリックコメント等」というふうな表現をさせていただいておったと思えますけれども、その「等」には当然、いろんな形態が多分想定できるだろうということであえて「等」という形にしたのであって、それはやはり、その「等」がどれが正しいかというのはこの場において議論していけばいいという、それは先送りではなかったわけですよ。何が出てくるかわからんから、そのときそのときに多分必要とすべき議論が出てくるだろうから、そのとき決めなければならないことはそのとき決めましょうという形だったと思うので、今いろんな意見が出てきた中で、委員長に御配慮いただきたいのは、当然、報道機関の方々もきょう何を話したかということは出てきますから、ここで委員長のほうで、きょうこのような形でまとまったというような形で案をつくっていただいて、その間、暫時休憩という形にしていただいて、これを出していただいて、それで了解していただいて会見に臨んでいただくと。今後の方向性について議論していただくというのでどうですか。

渡辺委員長 はい。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 じゃ、暫時休憩に入ります。

〔休 憩〕

渡辺委員長 それでは、会議を再開させていただきます。

それでは最初に、私のほうで取りまとめたきょう御議論いただいたものを事務局から配付していただきたいと思います。

〔事務局資料配付〕

渡辺委員長 それでは、私のほうから一度読み上げさせていただきます。

1 引き続き会議を非公開とし、条例に書き込むべき論点を整理したうえで、県民に公開する場（地方自治法施行70周年にあたり地方議会を考えるシンポジウム等とパブコメ）を設ける。

2 その公開の場の後に、議会基本条例制定検討会議を公開とする方向で検討する。

以上であります。

このような形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

火爪委員 確認です。「引き続き会議を非公開」というところについては、私たち申し入れた側としては抗議を表明したいと思います。

それで、「条例に書き込むべき論点を整理したうえで」という、この条例に書き込むべき論点整理というのは、論点整理というのはいろいろあると。最後まで続くというような意見もあったので、条例に書き込むべき論点整理ということは、今検討をしている条例に何と何を条例として入れるのかということ整理する作業と理解していいのでしょうか。

渡辺委員長 そうです。当然、地方自治法、議会会議規則等の絡みが

出てきますので、これもしっかりと整理をさせていただきたいと思  
います。

火爪委員 はい。じゃ、結構です。

渡辺委員長 それでは、少し時間がございますので、論点整理を少し  
だけでもいいですから進めたいと思いますので、よろしいでしょ  
うか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、きょうは論点整理の第5項目、行政のチェッ  
クを強化する事項について、各会派の御意見をお聞きいたしたいと  
思います。

最初に、不断の議会改革に取り組む基本的な考え方、議会改革を  
推進する会議を設置すべきではないか、議会行動計画を策定すべき  
ではないかというこの3点でございますけれども、これにつきまして  
自民党さんから御意見をいただきたいと思ます。

鹿熊委員 3点というのはどういうことですか。

渡辺委員長 3点といたしますか、不断の議会改革に取り組む基本的な  
考え方、②⑤番、②⑥番ですね。これにつきまして何か。

鹿熊委員 不断の議会改革という部分、基本的な考え方をどのように  
表現するかは別にして、盛り込むことは重要なことだと、大事なこ  
とだというふうに思います。

その際に、その方法、手段として②⑤と②⑥があろうかと思ますが、  
例えば議会運営委員会のもとに設置される小委員会なども考えられ  
るのではないかとともに思います。

また、議会行動計画の策定については、これは検討の余地、検討  
すべきことではないかなというふうに思います。

渡辺委員長 わかりました。

それでは次に、社民党・無所属さん。

菅沢委員 議会のチェック機能といたしますか、基本的な活動としてし  
っかり位置づけ、認識をする必要があろうかと思ます。

そういう中で、機能の充実強化を図るために、( 1 )の②⑤、②⑥は大変有意義な定義だろうと思います。

今、鹿熊さんもおっしゃいましたけれども、②⑤については、お話しのように、議会運営委員会の中にその機能を付加していく、強化していくということ。行動計画については、これはいろいろ検討の余地があるかと思いますが、これも方向としては私どもは受け入れたいと思います。

渡辺委員長 それでは、日本共産党さん。

火爪委員 同じです。基本的な考え方は、入れる。常設の推進する会議も入れる。議会行動計画については、正式に入れなくて、②⑤とセットで検討というニュアンスで盛り込むということでもいいのではないかと思います。

渡辺委員長 それでは、公明党さん。

吉田委員 必要だと思います。議会改革を推進する会議、それから行動計画、今後検討していけばいいと思います。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 議会改革を推進する会議を設置する方向は間違いないと思うんですけども、その人選なり会議をどのようにするのかということ踏まえて、せっかくある代表者会議の下に小委員会としてつくるのも1つの案かなという思いであります。設置する方向で考えていきたいと思っております。

議会行動計画については、もちろん策定すべきではないかといえは策定すべきだと思いますが、その内容については十分検討する必要があると思っております。

渡辺委員長 それでは、無所属の会さん。

海老委員 ②⑤番の議会改革を推進する会議は私も設置すべきであるというふうに思っております。

また、②⑥番の行動計画を策定すべきでないか。これは策定すべきであると私は思っておりますし、今後検討していく必要があるとい

うふうに思っております。

渡辺委員長 それでは、次に、( 2 ) の専門知識の活用ということで、専門的知見の活用の制度を創設すべきではないかということでございます。

これにつきまして自民党さん。

鹿熊委員 これまでの議論の中にもあったんですが、現在の規定、いろんな規則等々の中にこの種のものがあるのかないのか確認したいのが1点と、それから、ないとして、こういった制度の創設を条例に盛り込むべきかどうかということかと思いますが、それは検討すればいいんじゃないかなと。検討すべき課題かなと思います。

渡辺委員長 社民党、無所属の会さん。

菅沢委員 県行政も多岐にわたって専門化して、時代の要請の中で高度化し、さらにグローバル化という状況の中での一応政治でもありますから、より専門的な知見、各般にわたってそういうものを学び活用していくことは時代の要請でもなかろうかと思しますので、こういった制度の創設、私もこういう制度、この知見の活用というのは具体的にどういう展開になっていくのか、少し内容の把握も必要なのでありますけども、基本的には創設については賛成です。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も賛成です。全国的には9県で入れているようなので、その事例も検討して、例えば地震、地学の専門家だとか公共交通の専門家だとか、いろんな形でこれまでも議会として活用を、制度としてはなかったけれども、教えていただいたりしたことがあるわけで、それが1つの制度になればいいのではないかなと思ってます。入れるべきだと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 必要だと思います。今後検討していただきたいと思えます。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 先進県の例を取り上げられましたが、絵に描いた餅になら

ないようにするべきだと思うので、もっと活用について議論すべきだと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も制度を創設すべきであると思いますし、内容につきましては今後検討していけばいいというふうに思っております。

渡辺委員長 それでは、次に、議決事件の追加ということで、㊸番ですけども、総合計画や行政改革など県政の基本的な方向を定める計画の改廃や変更について議決事件として追加できるようにするべきではないかという件でございます。

この件につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 幾つかの県で総合計画を議決事件としている県もあることは承知しておりますけども、そもそも総合計画の性格は何なのかということ考えたときに、いろんな見解があろうかと思いますが、1つは県政運営の基本的な方針というふうに理解を私はしておりますが、とすれば、それは議会の議決にふさわしいのかなと思って疑問視しております。

それともう1つは、中長期的な計画について、議会が責任ある判断のもとで、それについて判断できるのかと。中長期の展望に立った判断が議会として責任ある立場でできるのかどうか。自分自身なり議会の性格からして、少し疑問点もあります。

もう1つは、一旦議決したと仮にするならば、その拘束性ということも1つ考えたときに、柔軟にその計画に対して、例えば変更の必要性が出たときに対応できるのかどうか。それはまた変更の決議をすればいいのではないかという議論もあるかもしれませんが、それなりに議決の重さを考えたときには、やはり一定の拘束性が出てくるときに、果たして県政の運営において、一旦議会が議決したことのその重みというか拘束性ということにもかかわってくることを思うと、やはり議会はこれに対してある意味フリーハンドのほうがいいのではないかと、今までのような取り扱いでいいのではないかと

と、そのように幾つかの理由を挙げましたが、それぞれ関連性はある部分とない部分がありますが、そういったことから総合的に反対、議決すべき事項でないというふうに判断しております。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 日ごろから議決案件の問題について、記載のような問題意識はあります。予算、決算並びに関連の案件とか臨時案件とか法律や条例、いろんなところで決まりもある中での審議や議決になっておるわけですが、やはり県政の具体的な執行過程の中で、もう少し吟味をしてつけ加えるというところが現実あるんじゃないかなという問題意識であります。

その中に、総合計画、行政改革まではまだ議論は私どもの中にありませんけれども、総合計画などについては、そういう方向性が必要ではないかという議論があるところです。

これは基本計画を定めるものでありますけれども、その中には実施計画や財政計画まで含まれるということがあって、むしろ計画の実効性が問題になるわけですね。そうであるならば、総合計画という段階、レベルにおいての議決というか、一定の議会の論議と審議と議決という段階や過程があってもいいんじゃないかなという問題意識であります。行政改革までの議論はありませんので。

そのほか、実はこの議論、私が勝手に発展させたらいいませんが、<sup>②</sup>番、<sup>③</sup>番目も実は具体例として大変重要な課題ではないかなというふうに思っております、これは後ほど。

渡辺委員長 はい、わかりました。

共産党さん。

火爪委員 <sup>②</sup>番は私は鹿熊さんと同じ意見で、入れなくていいという判断です。やっぱり基本的には、知事が5年とか10年とかということで責任を持つのであって、議会が責任を持つというのは必ずしも現実的ではないと。単年度では議会は予算、決算を議決しておりますので、それでいいのではないかなと。

それから、私ども野党の立場に立ってみると、議決をすれば拘束されるわけで、やらないほうが無難なのではないかなと思っております。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 私は不要だと思います。やっぱり拘束されるおそれがあるって、必要ないというふうに思います。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 同様な意見なんですけど、ここに個別事案、事件的なことが書いてあるので、果たしてこれを明記してまでやる必要があるのかなという思いでありますので、議員としての務めという観点から考えれば、予算案の賛否について決断をするということ事で事足りるのではないかという意見です。

渡辺委員長 わかりました。

無所属の会さん。

海老委員 私も総合計画等の中長期的な知事の決められるものに対しましては、特にここに明記する必要はないんじゃないかなというふうに思います。

渡辺委員長 それでは、次に、県立高校再編計画について議決事件として追加できるようにすべきでないかという件でございますが、この件につきまして自民党さん。

鹿熊委員 これはこの前、次世代人材育成・確保特別委員会で菅沢さんが質問しておられたと思うんです。教育委員会にね。議会がどうかかわったのかと。前期の計画を例に挙げて。

その答弁を聞く限りは、県の条例というものが提案され、その議決を経て募集停止ということになっているというふうに答弁があったと記憶しておりますので、県立高校再編の具体化においては議会がかかわっているということがわかりましたので、あえてこの計画そのものについて議決事件として追加する必要はないのではないかなと思ったんですが。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これは要するに、例えば再編で廃校にするという場合の募集停止ですね。1年生の募集をやめると。1年生が2年生になって、3年生になって、誰もいなくなったその前の年、いなくなる前の年に設置条例の廃止をやるわけでしょう。手続的には。

そうしますと、行政の手続上は募集停止の段階でもう廃校が決まってしまうわけで、これは行政の判断で決まるわけですね。重大な県立高校の存置という案件が、そういう意味では、募集停止をするという、その段階で議会の議決というふうに持っていくべきではないのかと。

だって、募集停止すればそれで終わりです。1年生が2年生になり、2年生が3年生になる前の、この間の教育長の報告ですと、前の1期の再編では、前の年の10月に条例廃止を議会の提案しました。その段階で反対してみても賛成してみても、事実上決まっている。手続的には全く意味がないとは言いませんが、そういうことありますので、私はこういう案件こそ議決事項に加えていくというか、この種のものがほかにないのかという精査をこの機会にやるべきだというふうに思います。

鹿熊委員 途中ですが、菅沢さんと同じ考え、同じくそうでないとならないと思っている私も一人なんですけど、この前の答弁を聞く限りにおいては、事前に、募集停止という手続の前に議会に諮っていたというふうに理解したんですけど、そうでないとすれば問題だと思いますが、そこをちょっと確認してもらいたいんです。現実の取り扱いを。

渡辺委員長 わかりました。

菅沢委員 くどいようですが、9月議会の最終日、議会も終わる段階で、来年度の学級編制方針が教育委員会から示されるわけです。まさに来年から何々校の募集をやめますという編制方針が示されるわけであって、これは何も議会の、まさに9月議会が終わってからい

つも出るものだから、9月議会で議論もできないというね。まさに教育行政の専権事項として提案されるべきです。議会の論議さえタイムラグでできないという。

鹿熊委員 そこはちょっと事実を確認してください。

渡辺委員長 そうですね。わかりました。

日本共産党さん。

火爪委員 じゃ、今の議論を経て、私も菅沢さんの認識だったので、ちょっと整理してもらって、県立高校の再編について議決事件として追加することには賛成です。今の制度として、そうなっているんだったら要らないし、なっていないんだったら必要だという立場です。

渡辺委員長 わかりました。

公明党さん。

吉田委員 同じ感じですね。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 ⑳番のときにも言いましたけども、個別事案の事件について明記すべきではないと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私は公明党さん、自民党さんと同じ意見でございます。

渡辺委員長 それでは、次に、その他、高額・重大な県有財産の取得処分など議決事件として追加できるようにすべきではないかという案件でございます。

自民党さん。

鹿熊委員 現制度においてどうなっているのかというのを確認したいです。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 議決案件になっているんじゃないかと思うんですが、私もちょっと確認して。

渡辺委員長 共産党さん。

火爪委員 私も一定の額で高額以上は議決案件になっているという認識ですので、それが間違いでなければ要らないのではないかと。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 地方自治法の範囲内で検討。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 皆さんと一緒に意見でありまして、現行法で十分対応できると思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 皆さんと意見は同じです。

渡辺委員長 ありがとうございます。

澤谷委員 委員長、1つだけ。今、NHK会館が富山警察署跡地と等価交換すると。これに関しては議会が全く関与できないのかどうか。同じ等価交換だから、処分じゃなくして場所の位置がえみたいな形なもので、これもどういうふうな取り扱いになるのか。

渡辺委員長 それでは、次に、地域等との関係の基本原則ということで、③①番ですが、議会は、県民の多様な利益や意見を代表し、政策上の論点等を提起して世論形成することができ、民主的な意思決定を行うことができることを明記すべきではないかということです。

この件につきまして自民党さん。

鹿熊委員 書いてある趣旨がよくわからない部分があります。知事等との関係の基本原則の中身、内容として、この③①がそれにマッチしているのかどうか、ちょっとよくのみ込めないんですね。

渡辺委員長 じゃ、この件につきましても少し。

鹿熊委員 ペンディングですね。

渡辺委員長 ええ。かみ砕いて1回。

社民党・無所属さん。

菅沢委員 知事等との関係の基本原則は、例えば我々はよく是々非々なんて言葉を使うわけですね。

我々も多様な意見や利益を代表する1つの政治的な制度、立場な

んですけども、そういう意味で、この書いてあることの文案はわからなくてもありませんが、もう少しわかりやすくというか、知事との関係において何が一番の論点なのかというか。知事がそういった多様な県民の声や利益に耳を傾けて、政策の選択をしなきゃなりませんけれども、実現に努力をするのか、そういった過程を通して県政の民主的な運営ということも評価できるわけであって、この部分そのものは間違いじゃないんだけども、もう少し論点が明確になるような表現にしたらいんじゃないかなと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 皆さんが言われることと一緒にです。知事等との関係の基本原則を設置することを盛り込むことには賛成です。全国的にも28県で入れられていますので、ただ、その内容が㉪番に書いたような内容なのかどうなのかというのは別の話だと。前文でチェック機能の強化とか議会の役割の中に盛り込まれていることを踏まえて、適切な文章を入れるべきで、この文章はちょっとふさわしくないのではないかなと私は思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 議会は議会として、やはりこういう世論形成とかいろんなことで、当然、僕は必要だろうと思います。中身に関しては検討。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 基本的に賛成なんですけども、ただ、この㉪番の文言を見ると、本当にこんなことを書いてこんなことができるのかなと思いますので、文言の修正が必要かと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も知事との関係性というところでは入れるべきだと思いますけども、文言がちょっと、もっと基本原則という言葉にふさわしい文言をもう一度検討する必要があると思います。

宮本委員 委員長、1点、確認も含めて。これは多分、二元代表制の中で、議会が民主的に議論を尽くして議会の意思決定をして知事と

対峙せいという理屈を書いているんでしょう。このことは。

渡辺委員長 はい。

宮本委員 だから、会派としてのあれじゃないけど、だから要らないと僕は思うんですが。文言がわかりにくいとおっしゃっていたので、僕はそういうふうな意味をなしている文章だと思って読んでいて要らないなと思って見ていました。意見です。

渡辺委員長 それでは、次に、知事等による説明ということございまして、③番の地方自治法上、議会が知事等に資料の提出等を求めることができる規定としては、検閲検査権（地方自治法 § 98）、調査権（地方自治法 § 100）があるが、予算や重要政策等の審議・調査に係る一般的な資料提供・説明要求に関する規定はなく、置くべきではないかという件でございます。

この件につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 もし現行法上で不都合な点が生じている、あるいはこれから生じることが懸念されるというのであれば規定を設けてもいいとは思いますが、私の理解では、現状では、事実上、必要な資料とか説明を求めることはされているのではないかなと理解しております。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 検閲検査権、調査権、これ、中身を会派としてももう少し勉強してみたい案件なんです。

予算や重要政策等の審議・調査に係る一般的な資料提供・説明要求、この辺はかなり一般的な書き方ですから、わからんでもないんですけども、実は具体的にこういうことで当局とよくぶつかることがあるんです。

ですから、検閲権や調査権をしっかりと法律上認められている件なんだろうけども、規定する必要があると同時に、特に一般的な、一番日常的に議員活動の中でぶつかる予算云々のここは明確に規定をして、実際の運用についても、当局に対して厳格化を期すというか、必要を感じることもよくあるんです。

例えば、今、国保の都道府県化ということが大きなテーマになっておりまして、来年の春にはそういう方向が打ち出される。そのための準備は県が中心になって進めているわけです。国からもいろいろな指針が示されておりまして、一番かなめになる納付金ですね。都道府県が国保を運営するわけですから、その費用を通して譲渡される納付金、その財源になる市町村の保険料、標準保険料率の算定とか作業が進んでおりまして、市町村に個々に示されておるんです。

そのための課長会議もやられておるんですけども、きょうの段階でその内容を示されない。課長会議までやられているのに会派に対して示されないというのが厚生企画課の見解なんです。

市町村は今、この都道府県化の中で、保険料、市町村の国保の運営にどのような影響を及ぼすのか重大な関心を持っておるわけです。

国は確かに納付率の算定基準なんかをめぐって、高齢化の問題や医療費の各市町村の水準、状況等でいろいろ難しい基準とか算定があるんですけども、それは個々に全国が今この議論をしておりますから、その段階、段階で変更とか国も示してきておるわけでありますから、現時点で市町村に対してどういう指示をし検討が始まっておるのか、市町村がどういう議論をしておるのか、我々に対してなぜ課長会議までやった資料の公表ができないのかと。こういうことをめぐって大いに会派と公正に議論をしておる、そういうことを公表しないという。課長会議までやって、その資料を公表しないという。情報を公表しないという。例えばこういうことが県政の中でも起きておるわけです。

1日の日には国保の運営協議会が開かれるから、その段階まで待ってくれということですから待ちたいと思います。その段階では県議会の各会派議員にも情報の提供があろうと思いますけれども、7月から8月まで重要な市町村の議論の段階です。9月議会を前にしてね。そういうことが現実に起きておるわけです。

私は厚生部の部長にも申し上げんらんとしたいと思います。厚労省から

派遣されておるんですよ。本当に県民の暮らしの立場に立って、我々がしっかりと国保の都道府県化の中での問題点を論議できるような情報や資料の提供を、職員は春まで一生懸命その作業をしていて、苦労はわかりますよ。だから単なる資料を出せなんて言っているんじゃないくて、県民の暮らしに関係した重要な議論を県議会や市町村でする必要があるから、私も6月の代表質問で取り上げておるわけですよ。

そういう情報の提供、資料の提供が非常に問題になっておるということを、私はぜひこの基本条例の検討の中で頭に置いていただいて、これは氷山の一角ですよ。氷山の一角とっていいぐらいに、私なんかも長い間にいろんなことが起きております。

これはぜひみんなで議論してもらいたいと思う。こういうことがあるんだということ。具体例でね。

渡辺委員長 それでは次に、日本共産党さん。

火爪委員 本来、今のお話は、やっぱり議会調査権の侵害にかかわる問題で、やっぱり議会調査権をしっかりと当局も尊重して真摯な態度で臨むべきだというふうに思うので、ここに加えようが加えまいが、ちゃんとそれは資料を出すべき性質の問題なので、特筆、ここにあって書くべきかどうかというのは検討が必要なのではないか。どうしても必要という立場ではないですけどね。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 やっぱりそういう意味においては必要だろうというふうに思いますので、今後検討をしていただきたいと思います。

渡辺委員長 はい、わかりました。

県民クラブさん。

笠井委員 いろいろ議論されましたけども、私も必要だと思います。

議会のまたは議員個人の権利として、しっかり条文化したもので明記すべきだと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 今、皆さんからいろんな御意見を伺ったので、ちょっと判断できなくなってしまいました、今後検討していく必要はあるというふうに思います。

渡辺委員長 それでは、次に、実地検査権へ踏み込んだ検査権の創設ということで、知事等の事務の執行について、必要に応じて検査するため、監視機能、評価機能の規定を置くべきではないかというこの件につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 議会の権能あるいは責務の1つが監視であり評価であるというふうに思っております。

そのことと、監視機能、評価機能の規定を置くというのはどういう意味なのか。そういう機能がありますよということを明記せよと言っているのか、その機能をしっかりと果たせよということを明記せよと言っているのか、ちょっと趣旨がよくわかりませんが、議会の重要な機能であることはよく認識いたしておりますので、実地検査権へ踏み込んだ検査権の創設ということとこの③の内容がどうもマッチしないというところもありますが、機能の重要性はよく承知いたしております。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これはちょっと意味が理解できない。持ち帰って勉強させてください。

渡辺委員長 はい、わかりました。

日本共産党さん。

火爪委員 私も検討というふうにしておいていただきたいと思います。

これ、全国で見たら24県で監視及び評価の機能強化ということが盛り込まれているということなんですが、こういう表現にみんななっているのかどうなのかも含めてちょっと検討というふうにしておいていただきたいと思います。

渡辺委員長 わかりました。

公明党さん。

吉田委員 やっぱり自治法令の範囲の中での検討だろうと思います。

火爪委員 どういう意味。

吉田委員 範囲内で検討していくということですね。

渡辺委員長 範囲内で検討。

県民クラブさん。

笠井委員 私も勉強不足で検討の余地を残すんですが、あまりにもこのことの重要性を考えたときに、調査権の創設ですから、調査権の乱発につながらんか心配になりますので、検討の余地を残します。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 今後検討の余地があるというふうに思っています。

渡辺委員長 次に、反問権、事前通告している本会議、委員会において、反問権を付与することが適当か、答弁に必要な範囲内において、質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる規定を置くべきではないかという件でございます。

自民党さん。

鹿熊委員 質疑を充実させるという意味において、反問権は認めてもいいのではないかなと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 やっぱり当局との県政、政策による論戦、運営による論戦の中で、争点や対立性を明確化して、まさに論点を整理しながら深めるという意味では反問権を認めても私はいいと思います。

乱用にならんように。

澤谷委員 過去に私も議員活動をしていたんですが、当局が何で逃げるかということ、答弁する資料を持ち合わせていないと言って逃げるんですね。逆に言うと、反問権を持っていれば堂々と向かってくるんですよ。だから、逆に言うと、今の状態だと、こちらから質問なりいろんな意味で問いかけしているのに関しては、きちっとしたそういうものがある程度流れてくるというような状態の中で、私はやっぱり反問権の乱用につながるんじゃないかなと、ものすごく危惧

するんですね。

別に僕らがしゃべって黙れと言っているわけじゃなくして、彼らは答弁に値する資料がないと言えばそれで終わることなので、そういうやりとりもあったということなので、そういうこともひとつ加味してください。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 ここに、「答弁に必要な範囲内において、質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる」というふうに限定をしてありますので、導入してもいいのではないかと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 不要でいいのではないかなと思います。丁寧に質問とりがあれば。不要だなという。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 反問権の定義が非常にわかりづらいことと、あと、先進的に取り入れたところの反問権ということに今使われておることの内容が、今質問したときの知事なり部局長の答弁の中でしっかりとその反問権というものがもう担保されているのではないかという意見もありました。

今、私も議会において発言して、反問権ではないですけども、それは違うよということの意見もしっかりと知事なり部局長からいただきますので、特段つくる必要はないと思います。明記する必要はないと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 反問権に関しては認めるべきだというふうに思っております。文言に関しましては、ちょっと今後検討して。

渡辺委員長 それでは、次に、知事等に対する文書質問、質問趣意書の創設を行うべきではないか。ただし、いたずらに事務を増やすことにならないか。また、出すことがよいという風潮にならないようにという観点からの配慮も必要であるということでございます。

この件につきまして自民党さん。

鹿熊委員 この知事等に対する文書質問を創設する趣旨がよくわからない。何か口きき防止というようなことから設定している県もあるようですが、そもそもこの文書質問がなぜ必要なのかというところからわかりません。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 鹿熊さんと同じように、なぜ文書質問を定める必要があるのかなというところがもう少し、わからないというよりも、その必要性があるのかどうかをちょっと検討してみる必要があるんだろうなと思います。

私はむしろ現状は、議会の論議の場、本会議を中心にしてさまざまございますが、そういうところでの議員の質問、発言をしっかり保障すること。その中身を充実すること。答弁も含めて議会の論戦をもっと大事にする。そして、そこに責任を持つ体制というか、そこに問題意識が我々の場合は強くあります。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 実を言うと私、1期目のときに、北島議長のとくに質問趣意書を出したことがあります。制度としてはないんですけど、年に1回質問ができない議会があって、だから、一般質問、予算特別委員会で質問ができないときに限って議長を通して質問書を出して、そして当局が回答文書を議長に出してそこからもらうという、正式のルートを、だから、直接当局に質問書を出して直接説明を受けるよりも、正式な回答として、一応判こがつかれた状態のものが出てくるという、そういうもので、制度はないんですけども、出してもいけと言って北島さんに配慮していただいたことがあります。

そういう条件をつけて、こういうときには出すことができるというような限定した条件をつければ創設はありなのではないかなと思っています。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 不要だと思います。質疑の充実が基本だということです。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 検討の余地あります。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も今後検討させていただきます。

渡辺委員長 それでは、次に、討論の積極的活用ということで、賛否について、討論時間を充実させるため、討論後、修正するシステムを構築すべきではないかということでございます。

鹿熊委員 意味がわかりません。

渡辺委員長 わかりました。

社民党・無所属さん。

菅沢委員 今おっしゃったように、もう少し意味をただしてみたいと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 同じということにしておきます。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 さっきと同じような感じで、不要じゃないかなと思います。質疑の充実がやっぱり基本だと思います。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 中身がよくわからないので、前向きに活発な議論をするという意味では、そういう方向にというのであれば明記してもいいと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 ちょっと検討ということで、すみません。

渡辺委員長 わかりました。

それでは、最後に、決算特別委員会の充実ということで、決算審査の充実を図るため、決算特別委員会での知事との総括質疑をすべきではないかという件でございます。

自民党さん。

鹿熊委員 決算特別委員会の充実という観点から検討させてください。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これは大いにみんなで検討したらいいと思います。実際に充実はしてまいりました。決算特別委員会の役割の重視から、議員の総参加というか、そういう体制がしかれてきたと思いますが、さらに一層充実をして、予算、決算に至る一連の県政の執行あたりも含めてしっかりとチェックして、その重要性は申し上げるまでもないと思いますので、ぜひひとつ前向きな意見交換を期待したいと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も次の決算特別委員会の理事会や議会運営委員会で議論して、もんで充実をさせていくということが必要だと思います。基本条例には入れなくてもいいのではないかなと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 必要だと思います。今後検討と。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 決算特別委員会でも私、発言したんですが、予算に対して決算の審議は時間も短く、活発な議論も少ないということで、これを採用することによって非常にわかりやすい決算の説明ができるのではないかと考えておりますので、明記すべきだと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 決算特別委員会を充実していくということにおいては前向きに検討していく必要があると思います。

渡辺委員長 わかりました。

それでは、きょうはここまでにいたしたいと思います。

御苦労さまでございます。

それでは、それぞれの論点項目について出していただいた各会派の御意見を事務局でまとめまして、後日、各委員会へ配付させていただきます。

さらに、その上で、論点ごとに議論をまた深めていただきたいと思います。

また、本日の議論の中で各委員から提起のあったことについては、事務局においてしっかりと調査をさせていただきたいと思います。

それでは、その他何か。これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長　それでは、本日議論があったことにつきましては、私のほうから報道機関にリリースしたいと思いますので、御一任を願います。

同じく代表者会議で決定された会議録の公表については、やはり少し時間がかかるということでございますので、おおむね2週間後を目安に議会のホームページ等に公表する予定としたいと思います。

なお、本日の資料は委員限りとし、公開されるまで取り扱いには十分注意をしていただきたいと思います。

事務局（岡本参事・議事課長）　お疲れさまでございました。

前回の各委員のほうから調べていただきたいという事項につきましては、机の上に議会基本条例制定検討会議関係調査結果ということでお示しをしております。

正副議長の立候補制の件、CATV、インターネット中継のアクセス件数等、緊急事態対応マニュアルのこと、附帯決議の運用についての資料を机の上に配付させていただいております。

また、先般の御議論を踏まえまして、この論点につきましては、憲法、それから地方自治法の範囲内で制定するということとなりますので、法令等の逸脱がないか等につきまして、委員長の指示に基づきまして、総務省行政課とこの論点について協議に入っております。

この論点の中には、例えば法令上、若干運用によっては逸脱するおそれがある、また行政実例上もないという場合もありますので、それは逐次、次回以降の委員会で御報告をさせていただきたいと思

います。

また、あわせて、総務省の行政課のほうからは、非常に細かく論点を整理しておられるんだけれども、例えば条例に盛り込むことだとか、あるいは従来の会議規則、それから申し合わせ事項で整理されてもいいものもあるのではないかという御助言もいただいてきておることを御報告させていただきます。

さらに、先般報道でございましたが、会議録の公開が遅れたとか事務局が遅れたという御指摘がございましたけれども、非常に白熱した委員さんの御議論でございますので、その関係で非常にチェックに時間がかかってくるということで、会議時間に比例して公表まで時間を要しているということでお許しをいただきたいと思っております。

また、次回の第4回の会議につきまして、大変恐縮でございますが、9月定例会中に行いたいと思えます。

今から9月定例会の日程表を配りますが、残りの論点整理がございます。6番の審議を深める事項、それから7番、8番、9番ということで、資料の7ページと8ページでございます。この分をさせていただきたいということと、先ほど委員長提案で決めていただきました県民に公開する場の関係もございますので、そのあたりのスケジュールをもって進めていきたいというふうに思っております。

ついでには、ちょっと事務局での提案でございますが、例えばこの9月定例会の議案調査日で御都合の悪い日はございますでしょうか。

〔この後、委員間でスケジュール調整が行われた 議事省略〕  
渡辺委員長 では、9月20日の2時からということで、第4回目を開催させていただきます。

それでは、以上をもちまして、第3回の議会基本条例制定検討会議を閉会とさせていただきます。

御苦労さまでございました。